

○
 条二令
 平成二十件等の年を次の一月九日とおりに三月四日より告示する。
 政府第十二号告示第十五条第十一項の規則へ平成十一年度に基づき、大蔵省行
 財務省告示第十五号(以下「本法」といふ。)
 資金調達事務取扱規則(以下「規則」といふ。)の規定によるもの。

國庫短期財務証券(第一回)与謝野馨

二　　一
 の法律発行號名稱及び根拠記
 令會社の資本額は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。

三
 用振替等の法規は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。

四
 発行方法の適法性は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
 国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法律第三百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。
 債め別つ入札に以を機用一、及條、第に一金号法
 市る参て札發によ「争は受ける」といふ。この規定は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。
 場も加、「争は受ける」といふ。この規定は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。
 特の者財同一「争は受ける」といふ。この規定は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。
 別にご務時と「争は受ける」といふ。この規定は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。
 参よと大にい、「争は受ける」といふ。この規定は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。
 加るに臣行う。「争は受ける」といふ。この規定は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。
 行募各れ及一札わする。」の規定は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。

I 以度債入価格とる。その規定は、支那銀行業者と競争するためのものとされ、その根拠は、昭和二年六月三十日法律第二百四十九号(以下「本法」といふ。)の規定によるもの。

非下額市札格競い入の定法

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	八三九四 千千万兆 八三九八 百百千千 円四四六 十百十 二円六 億 億 七 三 千 千 九 八 百 百 五 二 万 十	千額万額 万面円面 円金金 額額 でで 三四 三千兆 三百八 四百三 十五億 四千九 千	込募各當も各 み限國ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 一 年 二 月 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 九 を 日 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 百 支 き 円 払 は に う つ そ が き の 百 翌 行 営 休 業 業 日 日	償 当 た 返 し を と 、 一 年 期 五 月 十 三 日	平 成 二 十 一 年 二 月 九 日	十 額 二 面 金 格 一 額 厘 百 圓 に 上 の つ き そ き 九 十 九 九	募 十 額 二 面 金 格 一 額 厘 百 圓 に 上 の つ き そ き 九 十 九 九	す 額 の 成 る の 記 二 。 整 載 十 数 又 一 倍 は 一 年 の 記 二 月 額 は 九 日 よ 最 低 も 額 の 面 と 金